

| | | チ ャ ッ ク 項 目 | チェック欄 |
|-----------------------|-------------------------------|---|-------|
| 平 面 図 | 1 | 本管理設位置の妥当性について検討したか。 | |
| | 2 | 地下埋設物について適切に調査し、平面図に明記されているか。 | |
| | 3 | 公共柵の有効深は適切か。(縦型は70cm以上、横型は80cm以上) | |
| | 4 | 方位・縮尺が明記され、縮尺通り印刷されているか。 | |
| | 5 | 本管延長は必要最低限となっているか。(維持管理費について検討しているか。) | |
| | 6 | マンホール設置間隔が、管きょ径600mm以下の場合75m以下となっているか。 | |
| | 7 | 最終マンホールは0号もしくは塩ビマンホールとなっているか。 塩ビマンホールの場合、直線上にとなる位置に設置されているか。 | |
| | 8 | 上流が相当期間延伸される可能性が無い、最終区間の管勾配は30%以下となっているか。 | |
| | 9 | 管路番号・管種・管径・勾配・区間延長は正確に明記されているか。 | |
| | 10 | 工事の起点・終点は明記されているか。 | |
| | 11 | 施工箇所は赤色で着色されているか。 | |
| | 12 | 既設管路は黒実線・予定管路は黒破線で明記されているか。 | |
| | 13 | 平面図の記号については、指定された記号を使用しているか。 マンホールの記号・副管の記号 | |
| | 14 | 管路途中で工区が分かれる場合、○○m(○○m)と明記されているか。 なお、()内は当該施工延長とする。 | |
| | 15 | 標準断面図は明記されているか。(平面図に限らず) | |
| 縦 断 図 | 16 | 管勾配は原則として20%となるよう設計されているか。 | |
| | 17 | 管勾配が10%以下もしくは50%を越える場合、明確な理由が検討されているか。 | |
| | 18 | 上流が相当期間延伸される可能性が無い、最終区間の管勾配は30%以下となっているか。 | |
| | 19 | 腐食するおそれ大きい排水施設(裏面参照)とならないよう検討されているか。 また、腐食するおそれ大きい場合、適切な対応が取られているか。 | |
| | 20 | 上流等の検討も含め、掘削深の検討は適切か。 最低土被りは下水道管の本線は1m以上、本線以外の線は0.6m以上取れているか。 | |
| | 21 | 縮尺が明記され、縮尺通り印刷されているか。 | |
| | 22 | 管路番号・管種・管径・勾配・区間延長・追加距離は正確に明記されているか。 | |
| | 23 | 上下流の管底高の高低差が60cm以上の場合、副管を設置する事となっているか。 | |
| | 24 | 旗上げのマンホール種類は平面図と合っているか。 | |
| | 25 | 工事の起点・終点は明記されているか。 | |
| | 26 | 施工箇所は赤色で着色されているか。 | |
| 掘 削 復 旧 図 | 27 | 下水道用設計積算要領－管路施設(開削工法)編－に基づき。 ・ 管路掘削幅は適切か。(計算により最大値が採用されているか。) | |
| | 28 | ・ 使用機械の選定は適切か。(作業幅、旋回幅等検討されているか。) | |
| | 29 | 構造物との離隔、下越しの際に離隔(芯芯ではない)が300mm確保されているか。 | |
| | 30 | 水道・ガス管を下越しする様、適切な掘削深となっているか。 | |
| | 31 | 矢板を使用するか。使用しない場合の掘削勾配は適切に取られているか。 (本管掘削部0.3、取付管掘削部1.5m以下は0.1・1.5m以上は0.3) | |
| | 30 | 埋め戻し土は土質調査結果に基づき流用土か購入土かの選択がされているか。 | |
| | 32 | 購入土の場合、路体・路床ともに原則として再生盛土材が使用されているか。 | |
| | 33 | 矢板の種類は適切か。(1.5m～3.8mは軽量鋼矢板・3.8mを越えて建込簡易土留) | |
| | 34 | 湧水が多く、軽量鋼矢板での施工が困難と予想される場合、建込簡易土留にしているか。 | |
| 35 | 舗装復旧について、舗装復旧幅等が占用基準と適合しているか。 | | |

| | | | |
|-----|----|---|--|
| 構造図 | 36 | マンホール構造図において、接続部は可とう継手となっているか。 | |
| | 37 | 副管構造図において、本管径が300mm以下の副管は内副管となっているか。 内副管はバツフル版による施工を基本とする。 | |
| | 38 | マンホール蓋構造図は、車道はT-25、歩道(乗入部除く)はT-14となっているか。 | |
| | 39 | 取付管構造図において、本管接続部は可とう継手となっているか。 | |
| | 40 | 取付管は原則縦型で検討しているか。 | |
| | 41 | 矢板構造図は適切な種類の図面が添付されているか。 | |

腐食するおそれ大きい排水施設とは

下水道法施行規則

(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)

第四条の四 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分を含む排水施設(次に掲げる箇所及びその周辺に限る。)であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの(腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。)とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所